

## 「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新	旧
<p>雇児発 0331 第 15 号 社援発 0331 第 39 号 老 発 0331 第 45 号 平成 28 年 3 月 31 日</p> <p><u>最 終 改 正</u> <u>子 発 0329 第 11 号</u> <u>社 援 発 0329 第 33 号</u> <u>老 発 0329 第 17 号</u> <u>平成 31 年 3 月 29 日</u></p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>厚生労働省老健局長 (公印省略)</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱いを定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、</p>	<p>雇児発 0331 第 15 号 社援発 0331 第 39 号 老 発 0331 第 45 号 平成 28 年 3 月 31 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p>厚生労働省雇用均等・児童家庭局長</p> <p>厚生労働省社会・援護局長</p> <p>厚生労働省老健局長 (公印省略)</p> <p>社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて</p> <p>今般、社会福祉法人の会計処理の基準については、「社会福祉法人会計基準」(平成 28 年厚生労働省令第 79 号)により示されたところであるが、その円滑な実施のため、別紙のとおり、社会福祉法人における計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成にかかる会計処理等の運用に関する取扱いを定めたので、貴管内社会福祉法人に対し周知徹底を図っていただくとともに、都道府県におかれては、貴管内の市(指定都市及び中核市を除き、特別区を含む。)に対し周知を図るようご配慮願いたい。</p> <p>本通知の制定にあたり、「社会福祉法人会計基準の制定について」(平成 23 年 7 月 27 日雇児発 0727 第 1 号・社援発 0727 第 1 号・老発 0727 第 1 号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、厚生労働省社会・援護局長、厚生労働省老健局長通知)は廃止する。</p> <p>なお、平成 28 年度決算にかかる計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の作成については、</p>

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

u003c/div>

新	旧
<p>「26 財産目録について」別紙 4 を除き従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 リース取引に関する会計 (会計基準省令第 4 条第 1 項関係)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 リース取引については、以下の項目を計算書類に注記するものとする。<u>ただし、重要性が乏しい場合には、注記を要しない。</u></p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>9～26 (略)</p> <p>別紙 1 計算書類に対する注記 (法人全体用)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式)</u></p> <p><u>当法人では、公益事業の拠点が一つであるため作成していない。</u></p> <p><u>(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式)</u></p> <p>当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。</p> <p><u>(6) 各拠点区分におけるサービス区分の内容</u></p> <p>(略)</p> <p>6～15 (略)</p> <p>別紙 2 計算書類に対する注記 (A 里拠点区分用) (略)</p>	<p>「26 財産目録について」別紙 4 を除き従前の例によるものとする。</p> <p>別紙 「社会福祉法人会計基準の運用上の取扱い」</p> <p>1～7 (略)</p> <p>8 リース取引に関する会計 (会計基準省令第 4 条第 1 項関係)</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 リース取引については、以下の項目を計算書類に注記するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>9～26 (略)</p> <p>別紙 1 計算書類に対する注記 (法人全体用)</p> <p>1～4 (略)</p> <p>5. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(4) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第 1 号第 3 様式、第 2 号第 3 様式、第 3 号第 3 様式)</u></p> <p>当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。</p> <p><u>(5) 各拠点区分におけるサービス区分の内容</u></p> <p>(略)</p> <p>6～15 (略)</p> <p>別紙 2 計算書類に対する注記 (A 里拠点区分用) (略)</p>

2

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新					旧								
別紙 3 (①) ~ (⑥) (略)					別紙 3 (①) ~ (⑥) (略)								
別紙 3 (⑦)					別紙 3 (⑦)								
<b>国庫補助金等特別積立金明細書</b> (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日					<b>国庫補助金等特別積立金明細書</b> (自) 平成 年 月 日 (至) 平成 年 月 日								
社会福祉法人名 _____					社会福祉法人名 _____								
(単位：円)					(単位：円)								
区分並びに積立て及び取崩しの事由		補助金の種類			合計	各拠点区分の内訳			合計		各拠点区分の内訳		
		国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金		〇〇〇	〇〇〇	〇〇〇			国庫補助金	地方公共団体補助金	その他の団体からの補助金
前期繰越額		/	/	/									
当期積立額	〇〇〇〇												
	〇〇〇〇												
	〇〇〇〇												
	〇〇〇〇												
当期積立額合計													
当期取崩額	サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額 特別費用の控除項目として計上する取崩額 〇〇〇〇	/	/	/									
	当期取崩額合計	/	/	/									
当期末残高		/	/	/									
(注) <u>1.</u> サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文9参照)。					(注) サービス活動費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産の減価償却相当額等の取崩額を記入し、特別費用の控除項目として計上する取崩額には、国庫補助金等特別積立金の対象となった固定資産が売却または廃棄された場合の取崩額を記入する(本文9参照)。								
<u>2.</u> <u>国庫補助金等特別積立金取崩額が、就労支援事業の控除項目に含まれ、法人単位事業活動計算書に表示されない額がある場合には、取崩の事由に別掲して計上し、法人単位貸借対照表と一致するように作成すること。</u>					(新設)								
別紙 3 (⑧) ~ (⑨) (略)					別紙 3 (⑧) ~ (⑨) (略)								

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新								旧							
別紙 3 (10) 〇〇拠点区分 資金収支明細書 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 (単位:円)								別紙 3 (10) 〇〇拠点区分 資金収支明細書 (自)平成 年 月 日 (至)平成 年 月 日 社会福祉法人名 (単位:円)							
勘定科目	サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計		勘定科目	サービス区分			合計	内部取引 消去	拠点区分 合計	
	〇〇事業	△△事業	××事業						〇〇事業	△△事業	××事業				
事業活動による収支	収入	(略)						収入	(略)						
		事業活動収入計(1)							事業活動収入計(1)						
	支出	(略)							(略)						
		就労支援事業支出							就労支援事業支出						
		就労支援事業販売原価支出							就労支援事業販売原価支出						
就労支援事業製造原価支出 就労支援事業仕入支出								(新設) (新設)							
	就労支援事業販管費支出							就労支援事業販管費支出							
	(略)							(略)							
	事業活動支出計(2)							事業活動支出計(2)							
	事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)							事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)							
施設整備等による収支	収入	(略)						収入	(略)						
		施設整備等収入計(4)							施設整備等収入計(4)						
	支出	(略)						支出	(略)						
	施設整備等支出計(5)							施設整備等支出計(5)							
	施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)							施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)							
その他の活動による収支	収入	(略)						収入	(略)						
		その他の活動収入計(7)							その他の活動収入計(7)						
	支出	(略)						支出	(略)						
	その他の活動支出計(8)							その他の活動支出計(8)							
	その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)							その他の活動資金収支差額(9)=(7)-(8)							
	当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)							当期資金収支差額合計(10)=(3)+(6)+(9)							
	前期末支払資金残高(11)							前期末支払資金残高(11)							

「社会福祉法人会計基準の制定に伴う会計処理等に関する運用上の取扱いについて」－新旧対照表－

(平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知)

(下線部分は改正部分)

新							旧						
当期末支払資金残高(10)+(11)							当期末支払資金残高(10)+(11)						
別紙 3 (⑪) ~ (⑲) (略)							別紙 3 (⑪) ~ (⑲) (略)						
別紙 4 (略)							別紙 4 (略)						